

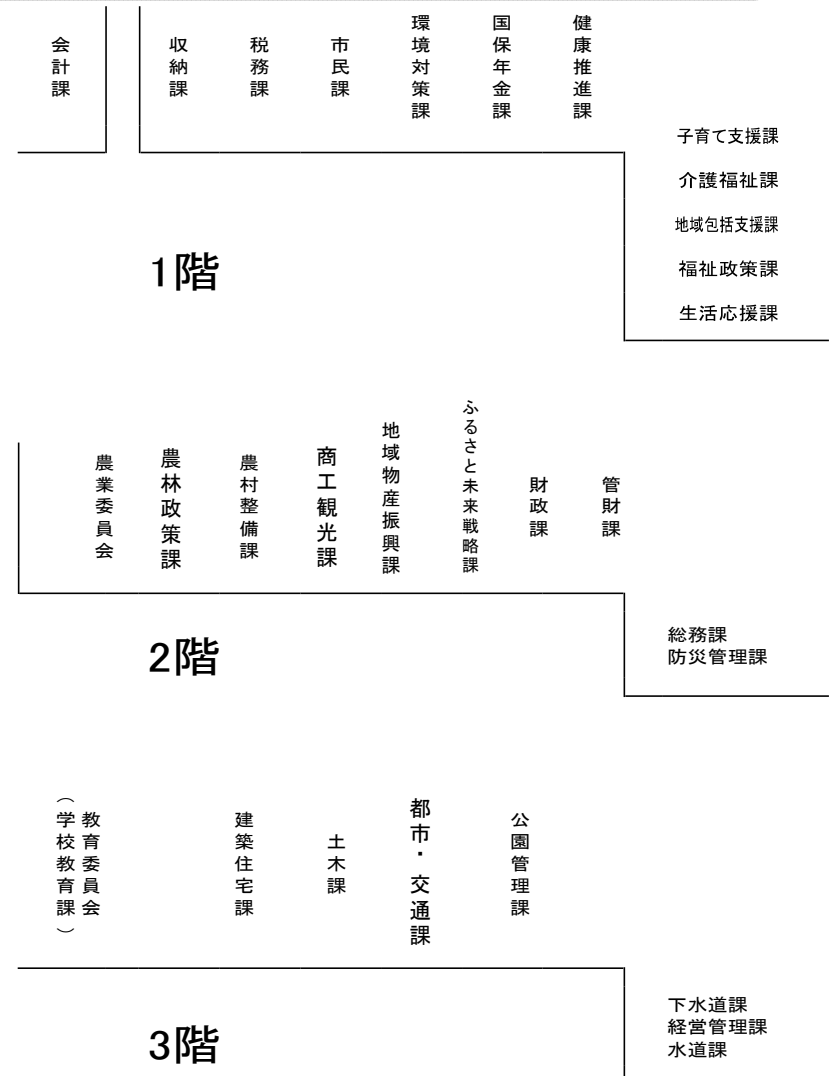
五所川原市に転入された方へ

転入届のほか必要と思われる手続きについてご案内します。

↓ 手続きや相談を希望する項目にチェックマーク(✓)を付けてください。

| ✓ | 手続き | 対象者等 | 担当課等 |
|---|-------------|--|--------------------|
| | 印鑑登録 | 前住所地での登録は転出により抹消されます。 新たに登録が必要となります。 | 市民課⑥⑦⑧ (1階) |
| | ごみについて | ごみの収集場所や分別方法などについて | 環境対策課⑬ (1階) |
| | 飼い犬について | 飼い犬の転入手続き、登録を行っています。 | |
| | 後期高齢者医療制度 | 75歳以上の方 65歳以上75歳未満で、後期高齢者医療制度の保険証をお持ちの方 | 国保年金課⑭ (1階) |
| | 国民健康保険証 | 国民健康保険に加入する方 | 国保年金課⑮⑯ (1階) |
| | 妊産婦10割給付 | 国民健康保険に加入する妊産婦の方 | |
| | 国民年金 | 国民年金の第1号被保険者(自営業・自由業・農林漁業・学生・無職 などで20歳以上60歳未満の方) 国民年金などを受給されている方 | 国保年金課⑰⑱ (1階) |
| | 予防接種 | 新型コロナワクチン(初回接種、追加接種)を受けたい方など | 健康推進課⑲⑳(1階) |
| | 出産・子育て応援給付金 | 令和4年4月1日以降に妊娠・出産された方 | 子育て支援課 ⑳㉑㉒㉓(1階) |
| | 乳幼児・妊婦健診 | お子さんの健診や予防接種、妊婦健診などについて | |
| | 児童手当 | 中学校修了前のお子さんを養育している方 | |
| | 子ども医療制度 | 高校修了前のお子さんを養育している方 | |
| | 児童扶養手当 | 何らかの理由により父又は母と生計を同じくしていない0~18歳 のお子さんを養育している方、他市町村で受給されていた方 | |
| | ひとり親家庭医療費 | ひとり親家庭の方で、他市町村で受給されていた方 | |
| | 特別児童扶養手当 | 20歳未満の障害のあるお子さんを養育している方で 他市町村で受給されていた方 | |
| | 保育所等について | 当市保育所への入所を希望される方 他市町村保育所への入所(継続入所を含む)を希望される方 | |
| | 介護保険 | 65歳以上の方、要介護認定を受けている方 | |
| | 特別障害者・児手当 | 他市町村で受給されていた方 | 福祉政策課㉖㉗ (1階) |
| | 身体障害者手帳 | 身体障害者手帳をお持ちの方 | |
| | 愛護手帳 | 愛護手帳をお持ちの方 | |
| | 精神保健福祉手帳 | 精神保健福祉手帳をお持ちの方 | |
| | 自立支援医療 | 自立支援医療受給者証をお持ちの方 | |
| | 小・中学校の手続き | 小・中学校の児童、生徒がいいらっしゃる方は、学校教育課へお越しください。 | 学校教育課(3階) |
| | 市営住宅入居の手続き | 市営住宅へ入居される方は、建築住宅課へお越しください。 | 建築住宅課(3階) |
| | 水道について | 経営管理課で開栓の手続きをしてください。(電話受付可) | 経営管理課(3階) |
| | 町内会への加入 | 各町内会への加入については、町内会長へお尋ね下さい。 | 各町内会 |

《お願い》案内された窓口で、この紙を提示してください。



五所川原市は、コンビニエンスストアでの証明書交付には対応して
おりません。証明書が必要な方は、各担当窓口までお越しください。

五所川原市役所 TEL: 0173-35-2111